

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

区 分	納 税 者 数				譲 渡 ・ 山 林 所 得 者		
	納 税 者 数	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	譲 渡	内 短 期 譲 渡	山 林
	人	人	人	人	人	人	人
総 数	44 175,640	52,304	1,939	121,397	680 6,072	379	3 98
70 万円以下	3,246	1,339	80	1,827	773	207	43
100 "	5,827	2,697	97	3,033	268	28	2
150 "	17,302	5,809	253	11,240	382	32	18
200 "	20,609	6,717	218	13,674	384	21	8
250 "	21,453	6,980	273	14,200	283	13	5
300 "	17,508	6,479	213	10,816	257	13	5
400 "	25,566	9,510	295	15,761	443	16	8
500 "	16,489	5,176	216	11,097	336	14	5
600 "	10,964	2,762	106	8,096	283	6	1
700 "	7,970	1,434	79	6,457	277	5	-
800 "	5,854	789	46	5,019	235	3	-
1,000 "	7,008	827	33	6,148	372	8	2
1,200 "	4,123	406	17	3,700	274	1	-
1,500 "	3,826	301	10	3,515	332	3	-
2,000 "	3,352	317	3	3,032	364	2	1
3,000 "	2,467	356	-	2,111	393	2	-
5,000 "	1,476	260	-	1,216	280	5	-
5,000 万円超	600	145	-	455	136	-	-

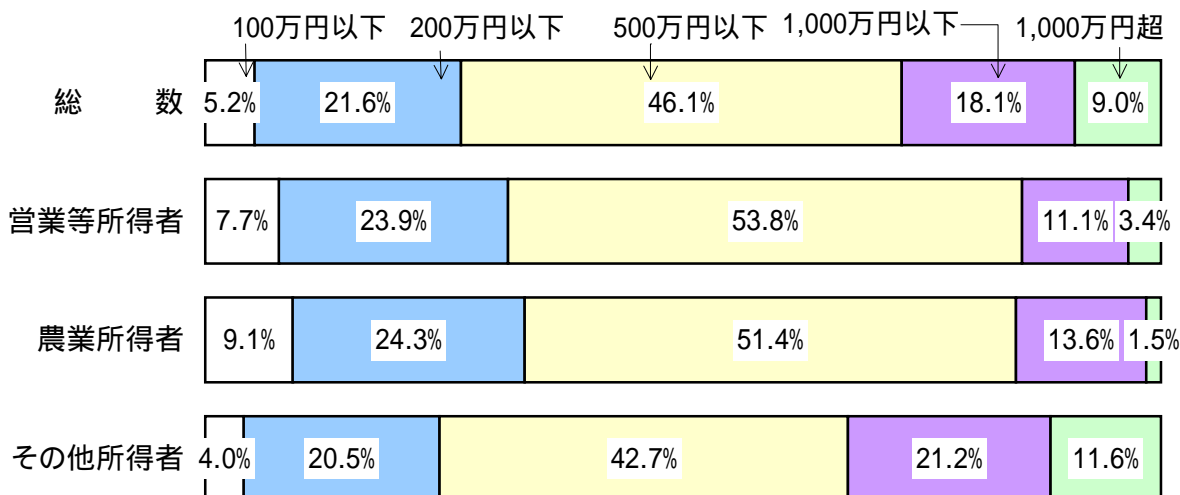
調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

- (注) 1 総数欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員
 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「納税者総数」欄に掲げた者のうち、譲渡又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて、所得金額を階級区分して再掲した。なお、外書きは、譲渡所得又は山林所得が損失額である人員

用語の説明：1 合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得)がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 所得階級別人員の構成比較図



(3) 青色申告者

区 分	青 色 申 告 納 税 者			
	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	
	人	人	人	人
総 数	49,510	27,792	875	20,843
70 万円以下	399	323	5	71
100 "	1,065	905	15	145
150 "	3,345	2,539	59	747
200 "	4,601	3,349	85	1,167
250 "	5,146	3,590	106	1,450
300 "	4,832	3,224	97	1,511
400 "	7,930	5,083	159	2,688
500 "	5,557	3,019	133	2,405
600 "	3,805	1,832	73	1,900
700 "	2,668	1,050	58	1,560
800 "	1,948	611	35	1,302
1,000 "	2,364	656	23	1,685
1,200 "	1,423	327	15	1,081
1,500 "	1,240	264	9	967
2,000 "	1,129	286	3	840
3,000 "	1,015	338	-	677
5,000 "	726	254	-	472
5,000 万円超	317	142	-	175

調査対象等： 平成14年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

用語の説明： 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告の承認を受けた者には税務計算上種々の特典や特別な取扱いを受けることになっている。

(4) 累年比較

区 分	人 員					構 成 比				
	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分
	人	人	人	人	人	%	%	%	%	%
総 数	167,714	195,906	192,488	186,014	175,640	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70 万円以下	296	3,386	3,404	3,114	3,246	0.2	1.7	1.8	1.7	1.8
100 "	1,535	5,879	5,749	5,561	5,827	0.9	3.0	3.0	3.0	3.3
150 "	8,880	17,235	17,226	17,376	17,302	5.3	8.8	8.9	9.3	9.9
200 "	15,098	21,532	21,725	21,095	20,609	9.0	11.0	11.3	11.3	11.7
250 "	15,707	23,112	23,062	22,459	21,453	9.4	11.8	12.0	12.1	12.2
300 "	16,741	19,670	19,263	18,583	17,508	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
400 "	28,115	29,513	28,507	27,680	25,566	16.8	15.1	14.8	14.9	14.6
500 "	20,797	20,024	19,086	18,262	16,489	12.4	10.2	9.9	9.8	9.4
600 "	14,491	13,217	12,752	12,071	10,964	8.6	6.7	6.6	6.5	6.2
700 "	10,189	9,391	9,128	8,833	7,970	6.1	4.8	4.7	4.7	4.5
800 "	7,413	6,955	6,593	6,339	5,854	4.4	3.6	3.4	3.4	3.3
1,000 "	8,900	8,121	8,041	7,646	7,008	5.3	4.1	4.2	4.1	4.0
1,200 "	5,243	4,812	4,801	4,568	4,123	3.1	2.5	2.5	2.5	2.3
1,500 "	4,571	4,370	4,294	4,053	3,826	2.7	2.2	2.2	2.2	2.2
2,000 "	4,078	3,783	3,720	3,559	3,352	2.4	1.9	1.9	1.9	1.9
3,000 "	2,960	2,640	2,764	2,577	2,467	1.8	1.3	1.4	1.4	1.4
5,000 "	1,896	1,597	1,653	1,616	1,476	1.1	0.8	0.9	0.9	0.8
5,000 万円超	804	669	720	622	600	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3

調査時点：各年分とも翌年3月31日

関連表：2 2(1) 所得者別人員